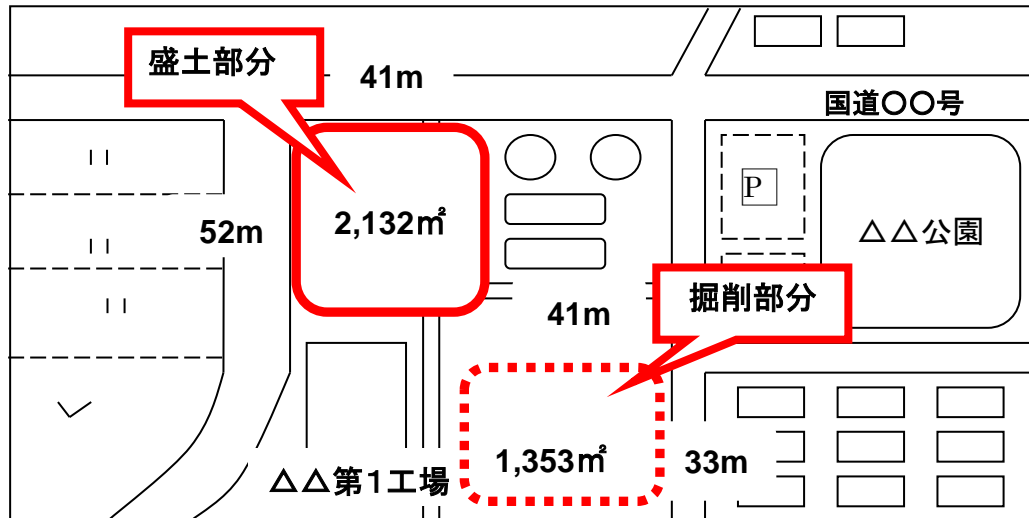


## 土地の形質変更の届出に関する説明事項

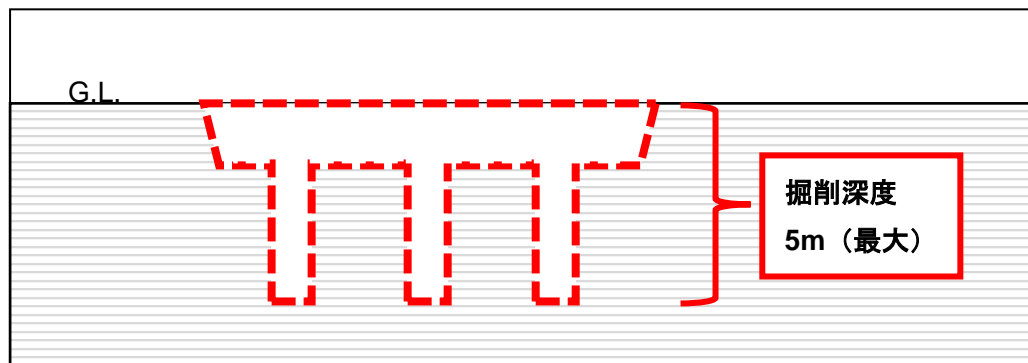
説 明	注 釈
<p><b>1 届出*1</b></p> <p>土地の形質変更において、掘削と盛土の面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上(有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地及び法第3条第1項ただし書きの確認を受けている土地の場合は 900 m<sup>2</sup>以上)の場合に届け出ること。</p> <p>(1) 届 出 日 着手日*2 の 30 日前まで</p> <p style="padding-left: 2em;">※法第3条第1項ただし書きの確認を受けている土地の場合は、あらかじめ届け出ること(30日前の期限なし)。</p> <p>(2) 届 出 先</p> <p style="padding-left: 2em;">上越市 環境部 環境政策課</p> <p style="padding-left: 4em;">〒943-8601</p> <p style="padding-left: 4em;">上越市木田1丁目1番3号</p> <p style="padding-left: 4em;">(第2庁舎2階)</p> <p style="padding-left: 4em;">TEL025-520-5690</p> <p>(3) 届出部数 1部(受理した証明としての控えが必要な場合2部)</p> <p><b>2 添付書類</b></p> <p>(1) 形質変更を行う土地の所在地の地図</p> <p style="padding-left: 2em;">※1/3,000 ~ 1/15,000 程度の縮図</p> <p>(2) 形質変更を行う場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図</p> <p style="padding-left: 2em;">※盛土部分と掘削部分を区別して表示し、面積及び掘削深度を記載すること(記載例参照)。</p> <p>(3) 工程表(様式任意)</p> <p>(4) 土地利用履歴書(別添様式)</p> <p>(5) 土地所有者等*3 の所在が明らかとなる書類(届出者と土地所有者等が異なる場合)</p> <p style="padding-left: 2em;">※土地登記事項証明書等</p> <p>(6) 土壤汚染状況調査結果報告書</p> <p style="padding-left: 2em;">※形質変更を行う予定の土地において、既に土壤汚染状況調査を実施している場合は、調査結果を添付できる。</p>	<p><b>*1 届出</b></p> <p>土地の形質を変更しようとする者が行う。具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者を指す。</p> <p>(1) 土地所有者等から土地を借りて開発行為等を行う場合、開発業者等が届出を行う。</p> <p>(2) 請負工事の場合、施行に関する計画内容を決定する責任を有している者が届出を行うことになる(一般的には発注者)。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、以下の(1)~(4)のいずれかの行為は届出の対象外となる。</p> <p>(1) 次の①~③全てに該当する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">① 形質変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出がない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">② 形質変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出がない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 形質変更に係る部分の掘削最深が 50 cm未満の場合</p> <p>(2) 営農行為(耕起、収穫等)であり、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出がない場合</p> <p>(3) 林業の作業路網の整備であり、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出がない場合</p> <p>(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更の場合</p> <p><b>*2 着手日</b></p> <p>土地の形質変更そのものに着手する日を指し、契約事務や設計等の準備行為は含まない。</p> <p><b>*3 土地所有者等</b></p> <p>土地の掘削等を行うための権原を有し、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、最も適切な一者を指す。</p>

○ 形質変更を行う場所を明らかにした図面（記載例）

- ・ 平面図（盛土部分と掘削部分が区分して表示されていること）



- ・ 断面図（掘削深度が示されていること）



○ 届出の流れ（土壌汚染対策法4条1項の場合）

